

令和8年度山形村の監査計画

令和8年(2026年)2月24日 監査委員策定

山形村監査委員監査基準(令和2年山形村監査委員告示第3号)第7条第1項の規定により、令和8年度山形村の監査計画を次のとおり定めるものとします。

なお、同条第2項の規定により、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとします。

1 基本方針

山形村の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資するために、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査(以下「監査等」という。)その他の行為を、山形村監査委員監査基準に準拠して実施します。

本年度の重点項目及び方向性は、次のとおりです。

- (1) 社会・経済情勢や村の各種環境に着眼し、村民の視点に立った柔軟な思考で、監査等の充実、質の向上を図ります。
- (2) 監査等の結果又は意見に対する措置状況を、継続的に検証、フォローアップに取り組み、監査機能の強化・充実に努めます。
- (3) 監査等の結果又は意見及び講じた措置の内容に関する情報を、村民に分かりやすく提供し、透明性・信頼性の確保の歩みを進めます。

2 監査等の概要

【監査】

(1) 定期監査(財務監査)

根拠法令 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

監査の対象機関等は、次のとおりです。

総務課 企画振興課 税務課 住民課 保健福祉課 子育て支援課
産業振興課 建設水道課 会計室 … 村長事務部局8課1室
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
教育委員会事務局 … 委員会等5事務局

(2) 行政監査

根拠法令 法第199条第2項

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

行政監査は、定期監査(財務監査)と併せて総合的、一体的に実施します。

(3) 財政援助団体等監査

根拠法令 法第199条第7項

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。

本年度の監査の対象団体等は、次のとおりです。

区 分	対 象 団 体	所 管 課
補助金交付団体	山形村商工会	産業振興課
	山形村観光協会	

【検査】

(4) 例月出納検査

根拠法令 法第235条の2第1項

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査します。

検査の対象は、次のとおりです。

一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、公営企業会計及び基金に関する現金、預金、一時借入金等の出納と保管状況

【審査】

(5) 決算審査

根拠法令 法第233条第2項

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。

審査の対象会計は、次のとおりです。

一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	
介護保険特別会計	… 一般会計及び3特別会計
水道事業会計 清水高原簡易水道事業会計 下水道事業会計	
	… 3公営企業会計

(6) 基金運用状況審査

根拠法令 法第241条第5項

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査します。

審査の対象基金は、次のとおりです。

土地開発基金	… 1基金
--------	-------

(7) 健全化判断比率等審査

根拠法令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。

【その他の監査】

(8) 請求又は要求による監査、随時監査等

根拠法令 法令の規定による監査

(1)から(7)までに掲げる監査等のほか、法令に基づく請求又は要求による監査及び監査委員の必要があると認める監査については、適切かつ機動的に対応します。

【実施体制等】

(9) 監査等の実施体制及び方法

原則として、監査委員2人及び監査委員事務局の職員2人の実施体制をもって、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整して、監査等の資料に基づき対象機関等から説明聴取、実地及び書面により監査等を行います。

3 監査等の結果又は意見の報告提出、公表等

(1) 是正又は改善を要する事項等

監査等の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載します。

区 分	内 容
指摘事項	著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	特に措置を講ずる必要があると認めるもの
口頭指示	比較的軽易なもの、軽微な事項等

(2) 監査等の結果又は意見の報告提出

- ① 監査 監査の結果に関する報告及び報告に添えてその意見を決定、作成し、議会、村長及び関係のある委員会又は委員並びに財政援助団体等の長に速やかに提出します。

報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができるものとし、

- ② 検査 検査の結果に関する報告を決定、作成し、議会及び村長に速やかに提出します。

議会への例月出納検査の結果報告は、1月分から3月分は第2回議会定例会、4月分から6月分は第3回議会定例会、7月分から9月分は第4回議会定例会、10月分から12月分は第1回議会定例会で報告します。

- ③ 審査 村長から付された決算等の審査を終了したときは、その審査に係る意見を決定し、村長に速やかに提出します。

(3) 監査等の結果又は意見の公表

監査等の結果又は意見の公表については、山形村公告式条例（昭和41年山形村条例第5号）の例により行います。

村のホームページの利用及びその他の方法も検討のうえ、村民に積極的かつ分かりやすく公表し、村民の信頼確保に寄与するように努めます。

(4) 監査等の結果又は意見の講評、意見交換等

監査等の結果又は意見から、必要があると認められる場合は、課長等の出席を求め、監査等の結果又は意見について講評するものとし、全ての対象機関等における情報の共有化を図るとともに、事務事業の適正な執行を促します。

重要と認められる事項等については、柔軟に適宜、対象機関等と意見交換又は協議を行うものとし、

4 監査等の実施予定

本年度の監査等の実施予定は、実施時期・報告提出及び公表時期について、別表のとおりです。

5 措置内容の公表、検証等

監査等の結果に関する報告又は審査意見を提出した者等から、措置の内容の通知を受けた場合は、監査等の結果又は意見の公表と同様に、当該措置の内容を公表します。

監査等の結果に関する報告又は審査意見を提出した者等に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めます。

監査等の結果又は意見に基づく措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、前年度等の是正又は改善を要する事項等に対する措置状況の検証、フォローアップも行うものとし、

別表（４ 監査等の実施予定関係）

区 分	実施時期	報告提出及び公表時期
定期監査(財務監査)	令和 8 年 3 月～ 4 月	令和 8 年 5 月
行政監査	1 1 月～1 2 月	1 2 月
財政援助団体等監査	令和 9 年 2 月～ 4 月	令和 9 年 5 月
例月出納検査	毎月 2 2 日 *1	
	令和 8 年 4 月 2 2 日 (水)	令和 8 年 4 月
	5 月 2 2 日 (金) *2	5 月
	6 月 2 2 日 (月)	6 月
	7 月 2 2 日 (水)	7 月
	8 月 2 4 日 (月) *3	8 月
	9 月 2 4 日 (木)	9 月
	1 0 月 2 3 日 (金)	1 0 月
	1 1 月 2 4 日 (火)	1 1 月
	1 2 月 2 2 日 (火) *2	1 2 月
決算審査	令和 9 年 1 月 2 2 日 (金)	令和 9 年 1 月
		2 月 2 2 日 (月)
		3 月 2 3 日 (火)
基金運用状況審査	令和 8 年 6 月～ 8 月	審査意見 令和 8 年 8 月
健全化判断比率等審査		公表 9 月
その他の監査	随時	随時
監査等の結果又は意見に基づき（監査等の結果又は意見を参考として）村長等が講じた措置の内容		随時

*1 例月出納検査は、山形村監査委員条例（令和 4 年山形村条例第 2 7 号）第 9 条の規定により、毎月例日に行います。

*2 例月出納検査実施の際に、定期監査等の結果について講評します。

*3 例月出納検査実施の際に、決算審査等の意見について講評します。